

環境・ストック活用推進事業及び住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業に関する評価を実施する者の公募についての公示

令和7年3月7日

国土交通省住宅局長 楠田 幹人

次のとおり、環境・ストック活用推進事業及び住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業に関する評価を実施する者の公募について公示します。

1. 事業の概要

(1) 事業名

環境・ストック活用推進事業のうち、

- ①「サステナブル建築物等先導事業（省CO2先導型）」及び「既存建築物省エネ化推進事業」に関する総合的な評価を行う事業
 - ②「サステナブル建築物等先導事業（省CO2先導型）」及び「既存建築物省エネ化推進事業」に関する技術的な評価を行う事業
 - ③「住宅生産技術イノベーション促進事業」（既採択分）に関する評価を行う事業
- 住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業のうち、
- ④「優良木造建築物等整備推進事業」に関する技術的な評価を行う事業

(2) 事業の目的

本事業は、上記（1）①から④に掲げる事業を行う者に対し、国が必要な費用を補助することにより、環境・ストック活用推進事業及び住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業の円滑な実施を図ることを目的とする。

※本公募は、令和7年度予算によるものであり、予算成立後、速やかに事業を開始できるように予算成立前に募集手続を行うものです。なお、国会における予算審議の状況によっては、事業内容等の変更や事業主体の採択が遅れること等があり得ることを、あらかじめご了承ください。

※本公募は、「サステナブル建築物等先導事業（省CO2先導型）」、「既存建築物省エネ化推進事業」、「住宅生産技術イノベーション促進事業」及び「優良木造建築物等整備推進事業」を実施する者に関する公募ではありません。これらの事業の採択にあたり必要となる評価を行う者の公募となります。

(3) 事業内容

- ①「サステナブル建築物等先導事業（省CO2先導型）」及び「既存建築物省エネ化推進事業」に関する総合的な評価を行う事業
 - (1) 提案内容の評価、分析、学識経験者等で構成する評価委員会の運営 等
- ②「サステナブル建築物等先導事業（省CO2先導型）」及び「既存建築物省エネ化推進事業」に関する技術的な評価を行う事業
 - (1) 事業周知用のホームページ作成と事業に関する情報の提供、募集要領の整備
 - (2) 提案された事業に係る住宅・建築物の性能に関する評価

- (3) 提案された事業に係る事業費の積算の妥当性に関する評価
- (4) 採択を受けた事業に係る先導的な省CO2技術の検証・普及・広報
- (5) その他提案を行う事業者又は事業の採択を受けた事業者からの相談対応業務 等
- ③「住宅生産技術イノベーション促進事業」に関する評価を行う事業
 - (1) 提案を行おうとする事業者に対する相談への対応及び応募書類の受付
 - (2) 提案された事業に対する応募要件の審査
 - (3) 提案された事業の採択に係る評価を行う委員会の運営
 - (4) 採択された事業者に対する相談対応
 - (5) 採択された事業の実績報告に係る評価を行う委員会の運営
 - (6) 採択された事業の補助事業終了後における成果報告の評価を行う委員会の運営
 - (7) 採択及び成果報告に係る情報公開に関する事務事業 等
- ④「優良木造建築物等整備推進事業」に関する技術的な評価を行う事業
 - (1) 事業周知用のホームページ作成と事業に関する情報の提供、募集要領の整備
 - (2) 事業者からの提案の受付
 - (3) 提案された事業に係る事業要件への適合性に関する評価（※１）
 - (4) 提案された事業に係る事業費、補助対象事業費の積算の妥当性に関する評価
 - (5) 採択を受けた内容の変更に関する(3)及び(4)の事務（※２）
 - (6) 採択を受けた事業に係る木造化技術の普及・広報
 - (7) その他提案を行う事業者又は事業の採択を受けた事業者からの相談対応業務 等

（※１）学識経験者等で構成する評価委員会の運営を含む。

（※２）令和５年度までにサステナブル建築物等先導事業（木造先導型）で採択された事業を含む。

（４）事業期間

事業期間は、以下のとおり予定している。

令和７年４月上旬 ～ 令和８年３月３１日

（５）補助事業者の要件

次の①～⑤までの全てを満たすこと。

① 技術能力に関する要件

< １．（１）①、②及び④の事業 >

○提案しようとする事業について、その事業の内容に関する高度で専門的な知識を有する者がいること（１．（１）①の事業に限る）。

○多様な分野の連携により、総合的な評価を行い得る組織体制であること（１．（１）①の事業に限る）。

○提案しようとする事業について、先導的な技術開発、技術評価、研究等の十分な実績を有すること（１．（１）①の事業に限る）。

○提案しようとする事業について、その専門的・技術的な評価を行い得る組織を備えた体制を有すること（１．（１）①の事業を除く）。

○提案しようとする事業について、その事業に係る調査分析能力を有すること（１．（１）①の事業を除く）。

○提案しようとする事業について、その事業に係る普及・広報を行う能力を有すること（１．（１）①の事業を除く）。

< １．（１）③の事業 >

○多様な分野の連携により、総合的な評価を行い得る組織体制であること。

② 公平性及び中立性に関する要件

○業として、住宅・建築物を設計し若しくは販売し、住宅・建築物の販売を代理し若しくは媒介し、又は住宅・建築物の建設工事を請け負う者に支配されていないこと。

○業務によって得た情報により新たな営利を得るものではないこと。

③ 秘密保持に関する要件

○知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。成果を活用したコンサルティング業務を行わないこと。

④ 経理その他の事務に係る的確な管理体制及び処理能力に関する要件

○経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。

⑤ 評価を行う事業の運営に関する要件

○「サステナブル建築物等先導事業（省CO2先導型）」及び「既存建築物省エネ化推進事業」に関する総合的な評価を実施する者と技術的な評価を実施する者は、互いの事務所や情報インフラを相互利用するなど評価事務局を共同で設置すること。また、両者が連携して事業運営を確保・維持できる体制とすること。

※（１）①の補助事業者の選定は、国立研究開発法人建築研究所を含め、最も適切な者を特定することとしている。（１）②～④の補助事業者の選定は、それぞれの事業につき、最も適切な者を特定することとしている。

2. 手続等

（１）説明書の交付期間、場所及び方法

① 期間：令和 7 年 3 月 7 日（金）～令和 7 年 3 月 21 日（金）18 時 00 分

② 場所：下記担当部局

③ 方法：下記担当よりメールにて送付

説明書の交付を希望する場合は、予め担当まで事前連絡を行うこと。

（２）申込書の提出期限、場所及び方法等

① 期限：令和 7 年 3 月 21 日（金）18 時 00 分まで（必着）

② 場所：下記担当部局

③ 方法：下記担当へ、原則として電子メールにて提出すること。

持参または郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）にて提出する場合は予め担当まで事前連絡を行い、4 部（正 1 部・写 3 部）提出すること。

④ 電子メールにて提出する場合の注意事項

・当該文書の真正性を担保するため、下記記載の押印省略時のルールに従うこと。

① 申請の担当者を複数名含めた送信とすること。

② メール件名または文中に、正式な申請・決定等である旨を記載すること。

③ ①、②の要件を満たすメールを交付年度終了後 5 年間保存すること。

・着信を確認すること。

- ・ファイル総量は極力10メガバイト以内とすること。
- ・以下のソフト及び形式で作成し提出すること。

「Just System 一太郎2004～2015」「Microsoft Word2003～2013」「Microsoft Excel2003～2013」「Adobe Acrobat Reader4.0～11」

(これ以外での提出は無効)

(3) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省住宅局 電話：03-5253-8111

①「サステナブル建築物等先導事業（省CO2先導型）」及び「既存建築物省エネ化推進事業」について

担当：参事官（建築企画担当）付 棟口／内線：39-437／電子メール：muneguchi-k2nw@mlit.go.jp

②「住宅生産技術イノベーション促進事業」について

担当：住宅生産課 金子／内線：39-435／電子メール：kaneko-m92ta@mlit.go.jp

④「優良木造建築物等整備推進事業」について

担当：住宅生産課木造住宅振興室 間宮／内線：39-455／電子メール：mamiya-k2m8@mlit.go.jp

3. その他

- (1) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (2) 申込書の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (3) 提出された申込書は、当該申込者に無断で2次的な使用は行わない。
- (4) 申込書に虚偽の記載を行った場合は、当該申込書を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (5) 採用された申込書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採用されなかった申込書は原則返却しない。なお、返却を希望する場合はその旨について申込書を提出する際に申し出ること。
- (6) 詳細は説明書による。